

大

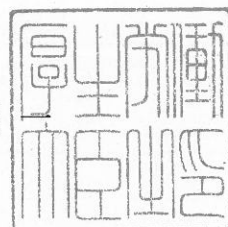
厚生労働省発食安0703第2号

平成21年7月3日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項および第83条の4第3項の規定に基づき、平成21年7月3日付け21消安第2912号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものです。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤

